

令和2年 第6回 坂戸市 農業委員会 会議録

開催年月日		令和2年6月25日(木)						
開催場所		坂戸市勤労女性センター会議室						
開会時刻・宣告者		午後 1 時 5 7 分		会 長		石川 猛		
閉会時刻・宣告者		午後 3 時 2 7 分		会 長		石川 猛		
会 長 石川 猛 会長職務代理者 市川 武夫				出席委員 19名		欠席委員 0名		
農 業 委 員 出 席 状 況	席次	氏 名	摘 要	最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況	席次	氏 名	摘 要	
	1	高橋 光行	出 席		1 2	宇津木 一昭	出 席	
	2	林 真由美	"		1 3	鹿ノ戸 健次	"	
	3	市川 武夫	"		1 4	栗原 昇	"	
	4	石川 猛	"		1 5	清水 定人	"	
	5	中里 和子	"		1 6	齋藤 直志	"	
	6	武藤 恭久	"		1 7	山崎 好典	"	
	7	黒川 英巳	"		1 8	亀田 康好	"	
	8	根本 武男	"		1 9	森田 和夫	"	
	9	小島 保	"		/			
	10	松永 貴夫	"					
11	斉藤 喜作	"						

議事参与者	事務局 長	書 記	出席説明者
	田隴 佳秀	川島 豪 林 信久 藤野 泰弘	
会 議 件 名 及 び 顛 末			

会 長 委員の皆様ご苦労様です。
現在の出席農業委員 11 人、欠席委員 0 人であります。
よって、定足数に達しておりますので、只今から、令和2年第6回農業委員会
を開会いたします。

会 長 会議規則第4条に基づき、会議の議長を務めさせていただきます。
それでは会議を開きます。

議 長 本日の議事日程につきましては、配布しました会議次第のとおりです。
直ちに議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名委員を定めることについてを上程し議題とします。
議事録署名委員は2名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、10番松永委員、11番齊藤委員を指名します。

議 長 日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し
議題とします。

1番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、元市職員で兼業農家として20年の農作業歴があるとのこと
です。

譲渡人は、昭和52年に申請地を相続しましたが、現在80歳と高齢の単身世帯
のため農地を管理していくことが難しい状況であることから、隣接地を耕作してい
る譲受人に相談したところ、話しがまとまったことから申請に及んだものです。

6月16日に現地調査をしたところ、雑草が伸びておりましたが、譲渡人が草刈
りをしていただけることになっております。譲受人の営農状況は、許可できない場
合を規定している農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないことから、許可
要件を満たしているものと考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1番 勝呂地区 中里委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 1番案件の譲受人は、兼業農家として農業に従事しております。一方、譲渡人
は高齢のため農地の管理ができないうえに申請地は通作路がない農地であり処
分に困っていたところ、隣接を耕作している譲受人に買い受けてもらえることと
なったため申請に至ったものです。譲受人は、申請地で野菜を栽培する計画です
が、既に、自己所有地でも野菜を栽培していることから申請地の取得に関しては
問題ないであろうとの小委員会の意見ですので、ご審議をよろしくお願いま
す。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは採決を行います。
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可と決定した
いと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。
よって、議案第21号は、許可と決定いたします。

議長 日程第3 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。

1から3番の案件について事務局より説明してください

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の譲受人は、妻と2人で坂戸市内のアパートに住んでいますが、仕事関係の工具類や家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、親と同居する可能な建物と3台分の駐車場を確保できる広さがあること。東松山市の職場まで通勤時間が現在より短縮できること。妻の茨城県の実家との行き来のため圏央道が利用しやすいことなどで、申請地以外条件に合う土地がなかったため、申請地に住宅を建築するに至ったものです。現地は適正に管理され耕作できる状態でした。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の譲受人は、婚約者と2人で市内のアパートに住んでいますが、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、勤務先の都幾川町までの通勤時間が15分程短縮できること。譲受人の深谷市の実家、婚約者の川口市の実家まで関越道等を利用し行き来がしやすいこと。車3台分の駐車場が確保できることで、近隣で建築用地を探しましたが適地がなかったため申請地に住宅を建築する決心をしたものです。現地は、適正に管理され耕作できる状態でした。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、自己資金及び融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、妻と子供と3人で東松山市のアパートに住んでいますが、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、隣が実家であること。市内の勤務地までの通勤時間が約4分短縮できること。車3台分の駐車場が確保できること等です。現地は、適正に管理され耕作できる状態でした。

農地転用許可基準の立地基準は、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設された道路に面し容易に接続が可能で、かつ申請地から500m以内に2つ以上の教育、医療又はその他の公共・公益施設がある場合、第3種農地と判断されますが、申請地は、東側の市道に給水管及びガス管が埋設され接続が可能で、かつ、申請地から500m以内に市立片柳小学校、坂戸高校及び松野記念クリニックがあり、教育と医療施設があるため、第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

1、2番 三芳野地区 中里委員 3番 坂戸地区 松永委員
お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席5番 1番案件の譲渡人は、毛呂山町に住んでおり、耕作ができないことから申請地を処分するに至ったものです。譲受人は、坂戸市内のアパートに住んでいますが、家財道具が増え手狭になったため、親との同居を考え自己用住宅の建築を計画しました。申請地の周辺は調整区域ですが住宅が建ち並び、農地が点在する第2種農地であるとともに、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝に放流する計画となっており、近隣農地への影響はないと考えられるため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

2番案件は、先月に審議した土地と12月に審議した土地の間に挟まれた農地で、住宅に囲まれ農地には隣接していないため、近隣の営農への影響はないと考えられるため、小委員会ではやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

議席10番 3番案件の譲渡人は、夫婦2人で暮らしていますが、体を壊し農地の管理ができなくなってしまいましたが、東松山市のアパートに住む息子さん夫婦が申請地に自己用住宅の建築を計画しました。近隣には、農地転用により自己用住宅が建ちはじめ申請地は、その一角の空き地で、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、近隣の農業経営に影響を与えるおそれはないと考えられるため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは次に、4から6番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

4番案件の譲受人は、昭和63年に設立された旅客運送業を営む法人です。現在事業所の所在地にタクシー車両、マイクロバス、霊柩車等合計43台の営業車両が駐車していますが、従業員用の駐車場がないため、従業員用13台及び増車2台、計15台分の駐車場整備を計画しました。

申請地の選定理由は、申請地が事業所の道路を挟んで向かいの土地であり、利便性が良いことです。現地は、適正に管理され耕作できる状態でした。

農地転用許可基準の立地基準は、10ha 未満の集団的に存在する農地内に位置しているため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の駐車場整備の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件は、農地改良に係る申請で、施行業者である譲受人は昭和60年より坂戸市南町に本社を置き、坂戸市萱方にリサイクルセンターを設け産業廃棄物運搬・処分、再生砕石製造販売等の事業を行う法人です。

譲渡人は数年前まで稲作を行っていましたが、コンバイン・田植え機等処分し、水稻栽培は辞めたため、申請地は休耕田となっております。

農地改良の理由は、申請地は周辺より低く、水はけが悪く野菜の栽培には不向きな土地のため、客土を入れその上に耕作土を被せて西側道路と同じ高さまでかさ上げを行う計画で、農地改良し大豆、ジャガイモ、大根等を栽培する予定です。現地は適正に管理され耕作できる状態でした。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は入西北部土地改良区内の農振農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用のため、農地法施行令第4条第1項の不許可の例外に該当すると考えられます。

また、一般基準では、目的達成の妨げとなる権利を有する者はなく、隣接農地所有者及び関係団体等の許可等を得たうえで、埼玉県の農地改良等の取扱いに関する要綱第4の1各号にも適合しているため、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第5条第2号各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の譲受人は、平成11年に転用許可を受け、申請地のとなりに、自己用住宅を建築し生活しています。

転用当時の建築計画は、贈与税の負担軽減等のため駐車場は1台分としました。

また、浄化槽は、地下に埋設するため農地転用の対象外との認識から転用許可を得ずに設置してしまいました。

その後、家庭環境が変わり、子供も成長し、妻も就職したため2台分の駐車場が必要となったため、やむを得ず自宅南側の農地を駐車場として利用していました。

現在、駐車場については、農地に戻し駐車していた2台の車は近くにある実家に駐車させてもらっていますが、敷地が狭く、両親の車の出し入れの際、支障をきたしていることから、駐車場用地として自宅の隣接地を転用することとしました。

また、浄化槽については、生活に欠かせない設備であるとともに住宅地内に移設スペースがないことから、許可権者である川越農林振興センターとは協議し、現状で転用申請することとしました。

農地転用許可基準の立地基準では、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置しているため、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準では資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の転用の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水は、地下浸透処理となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当地区より補足説明をお願いします。

(担当委員挙手)

4番 勝呂地区 森田推進委員 5番 入西地区 山崎推進委員
6番 入西地区 根本委員 お願いします。

補足説明 (申請地の写真をスクリーンに映して説明)

議席19番 4番案件の譲受人法人は、営業車両43台、従業員は、乗務員及び事務員81名で営業しています。会社の敷地内に事務所と駐車場がありますが、近年、マイクロバス、霊柩車両等、お客様のニーズに合わせた車両を導入するに伴い、駐車場不足が生じてきました。このため、事業所の県道を挟んだ反対側の農地所有が駐車場を整備し従業員の駐車場として貸してもらえらることとなったため、農地転用申請に及んだものです。申請地は、県道と住宅地で囲まれており、周辺農地の耕作に支障を生じることが考えられないため、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席17番 5番案件、農地改良のための一時転用申請です。譲渡人は数年前から米作りは辞め、畑作に切り替える意向でしたが、申請地が北につき幹線道路に面した低い土地であることから、客土を入れかさ上げをし、今後は畑として作付け及び管理を行っていくものです。小委員会では、申請は農地改良のための一時転用でのためやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議席8番 6番案件は、農家分家住宅の駐車場用地の敷地拡張及び既に埋設されている合併浄化槽の追認申請です。浄化槽については、既設の物を掘り返しあらたに設置するとなると生活に支障をきたすこと及び駐車場用地としての敷地拡張については相当な理由があると判断されます。

また、現地確認を行いました。違反は是正され農地として適正に管理されている状態でした。

以上のことから小委員会では、転用はやむを得ないとの意見でありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは採決を行います。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。

よって、議案第22号は、許可相当と決定いたします。

議長 日程第4 議案第23号 農用地利用集積計画(案)についてを上程し議題といたします。

事務局より説明してください。

事務局 令和2年6月分の農用地利用権設定申出状況についてご説明します。利用権設定申出一覧のうち、1から5番の申出については、本日付けで取下げがあったことから、今月の申出は、新規1件、面積2,299㎡で、合意解約が2件、面積5,895㎡であることから、7月1日設定後の利用集積面積は、2,688,298.23㎡となります。
次ページ以降に、今月分の利用集積計画の詳細がございます。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第23号 農用地利用集積計画(案)については、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。
よって、議案第23号は、原案のとおり決定いたします。

議長 日程第5 議案第24号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、及び 日程第六 議案第25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については関連しますので一括上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 農業委員会は、運営の透明性を確保するため「農業委員会等に関する法律第37条」により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況をインターネット等により公表するものと定められているため、本議案を審議していただくものです。25号議案は、前年度の目標に対する評価、26号議案は、前年度の目標に対する評価をもとに、今年度の目標と活動計画を定めたものです。

(詳細については添付資料により説明)

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決を行います。
議案第24号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について及び 議案第25号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、一括審査とし、原案のとおり決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。
よって、議案第24号及び議案第25号は原案のとおり決定いたします。

議長 日程第7 議案第26号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の提供についてを上程し、議題といたします。
事務局より説明してください。

事務局 賃借料については、農地法第 52 条により借賃等の農地の情報を提供することが定められております。

令和元年度賃料情報値は、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの間に提出された利用権設定届のうち、賃料が発生しているものを集計したもので、物納に関しては、60kg 当たり 14,200 円として集計しました。

なお、この賃料情報は、あくまでも参考値ですのご承知願います。

議 長 議案の説明が終わりました。ご質疑等はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決を行います。

議案第 26 号 農地法第 52 条に基づく農地の賃借料情報の提供については、原案のとおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。

よって、議案 26 号は、原案のとおり決定いたします。

議 長 日程第 8 報告第 8 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 専決処分の報告について説明いたします。

【報告事項を朗読】

議 長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 次に、日程第 9 報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号に係る事業計画書について事務局より説明してください。

(事業計画書説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ご質問はございますか。

(質問なしの声)

議 長 続きまして、次第 4 その他について事務局より説明してください。

(その他について資料により説明)

議 長 その他について、委員さんから何かございますか。

(意見なし)

議 長 以上で、令和 2 年第 6 回坂戸市農業委員会を閉会させていただきます。閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

上記会議の顛末に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年6月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員